



# 広島県報

定期  
第72号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 規則

優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則 (建築指導室) ..... 一  
都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (以上県法規記載) ..... 二

### 告示

専決処分した予算(二件) (財政室) ..... 二  
地方卸売市場の開設の許可、卸売業務の許可及び地方卸売市場の廃止の許可 (食品流通安全室) ..... 三  
保安林の指定の解除 (治山室) ..... 三

### 公告

大規模小売店舗立地法の規定による市の意見の概要(二件) (地域産業振興室) ..... 三  
県営土地改良事業計画の樹立 (土地改良室) ..... 四  
都市計画の変更の案 (都市企画室) ..... 四  
土地改良事業の施行の認可(土地改良区) (福山地域事務所) ..... 五  
遊技機の型式の検定の告示 (福山地域事務所) ..... 五  
正誤 (地域産業振興室) ..... 五  
平成十八年九月七日付け広島県報(定期)第六十七号中  
広島県公告の訂正 (地域産業振興室) ..... 五

## 公布された規則のあらまし

優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則(規則第六十八号)(建築指導室)

改正の要旨

一 租税特別措置法の一部改正などに伴い、引用する条項を改めるなど必要な改正を行った。

### 二 施行期日

平成十八年九月二十五日。ただし、宅地造成等規制法の一部改正に係る改正規定は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六十九号)(建築指導室)

改正の要旨

一 都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する事務を東広島市が処理することとしたことに伴い、市街化調整区域に係る開発行為等の許可の対象として指定する区域から同市を削除した。

### 二 施行期日

平成十八年九月二十五日

## 規則

優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十五日

広島県規則第六十八号

優良住宅新築認定事務に関する規則及び優良宅地造成認定事務に関する規則の一部を改正する規則

(優良住宅新築認定事務に関する規則の一部改正)

広島県知事 藤田雄山

第一条 優良住宅新築認定事務に関する規則 (昭和四十九年広島県規則第六十五号) の一部を次のように改正する。

第一条 第二条第一項及び第三条中「第三十一条の第二項第十二号」を「第三十一条の第二項第十五号」に、「第六十一条の三四項第十二号」を「第六十一条の三四項第十五号」に改める。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「第31条の2第2項第12号」を「第31条の2第2項第15号」に、「第62条の3第4項第12号」を「第62条の3第4項第15号」に改める。

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第二条 優良宅地造成認定事務に関する規則 (昭和四十九年広島県規則第八十八号) の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の第二項第十一号」第六十二条の三四項第十一号」を「第三十一条の第二項第十四号」第六十二条の三四項第十四号」に改める。

第二条第一項中「第三十二条の第二項第十一号」第六十二条の三四項第十一号」を「第三十一条の第二項第十四号」第六十二条の三四項第十四号」に改め、同条第二項中「第八条第一項」を「第八条第一項本文」に改め、同項第七号中「第十三条の第三項第二号及び第二十一条の第十九項第二号」に改める。

別記様式第一号中

「第28条の4第3項第5号」並びに「第31条の2第2項第11号」及び「第62条の3第4項第11号」第63条第3項第5号」及び「第68条の69第3項第5号」並びに「第31条の2第2項第11号」並びに「第31条の2第2項第14号」及び「第62条の3第4項第14号」に改める。

広島県告示第三〇号中

「一級建築士」 年 月 日取得 「一級建築士」 年 月 日取得  
技術士 年 月 日取得 技術士 年 月 日取得  
省令第19条第1号」 年 月 日 都市計画法施行規則第19条第  
省令第19条第2号」 年 月 日 都市計画法施行規則第19条第

年 月 日取得  
1号」 年 月 日  
2号」 年 月 日

別記様式第四号の別記様式第六号までの様式中

「第28条の4第3項第5号」並びに「第31条の2第2項第11号」及び「第62条の3第4項第11号」第63条第3項第5号」及び「第68条の69第3項第5号」並びに「第31条の2第2項第11号」並びに「第31条の2第2項第14号」及び「第62条の3第4項第14号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条中優良宅地造成認定事務に関する規則第二条第二項の改正規定は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第三十号) 附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十五日

広島県規則第六十九号

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則 (平成十五年広島県規則第四十六号) の一部を次のように改正する。

- 別表第一 東広島市の項を置く。
- 別表第二 東広島市の項を置く。
- 別表第三 東広島市の項を置く。
- 別表第四 東広島市の項を置く。
- 別表第五 東広島市の項を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

広島県告示第八四十七号

平成十八年九月一日に専決処分をした予算は、次のとおりである。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成18年度広島県工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成18年度広島県工業用水道事業会計補正予算 (第1号) は、次条以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成18年度広島県工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,524,191千円	48,000千円	2,572,191千円
第1項 営 業 費 用	2,192,441千円	48,000千円	2,240,441千円

平成18年 9 月1日提出

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第八百四十八号

平成十八年九月一日に専決処分をした予算は、次のとおりである。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

平成18年度広島県水道用水供給事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成18年度広島県水道用水供給事業会計補正予算 (第1号) は、次条以下に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成18年度広島県水道用水供給事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
支 出			
第1款 水道用水供給事業費用	9,382,506千円	377,000千円	9,759,506千円
第1項 営 業 費 用	7,181,470千円	377,000千円	7,558,470千円

平成18年 9 月1日提出

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第八百四十九号

卸売市場法 (昭和四十六年法律第三十五号) 第五十八条第一項の規定によって、次のとおり地方卸売市場の卸売業務の許可を行った。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

地方卸売市場における卸売業務

許可番号	卸売業務を行う卸売業者の名称	取扱品目	許可年月日
広島県第七七号	株式会社オノスイ	水産物	平成一八年九月一五日
卸売業務を行う市場の名称		市場の所在地	
尾道総合食品地方卸売市場		尾道市東尾道二一-一	

広島県告示第八百五十号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
三次市作木町森山西字江谷一四七の三・一四七の三三 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)



大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定によって、大規模小

売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デイック・フレスタ北吉津店

所在地 福山市北吉津町二丁目一二番地外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一 番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月二十五日から平成十八年十月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定によって、大規模小売店舗の所在地の属する市から意見が提出された。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープハモンス

所在地 福山市駅家町大字上山守四五〇番地一外

二 提出された意見の概要

なし

三 提出された意見の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室 (広島市中区基町一 番五二号)

福山市経済環境局経済部商工課 (福山市東桜町三番五号)

四 提出された意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年九月二十五日から平成十八年十月二十五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第七十八号) に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条第一項の規定によって、三次市所在の双三北部地区卸子区域営土地改良事業 (農業用道路整備事業) 計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、同法第八十七条第七項の規定による決定に不服がある者は、同法第八十七条第十項の規定に基づき、広島県を被告として、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、異議申立てに対する決定の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 縦覧期間

平成十八年九月二十五日から平成十八年十月十六日まで

二 縦覧場所

三次市役所

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によって、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成十八年九月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路 三・三・九〇九号 広本町徳丸線

二 都市計画を変更する土地の区域

広三芦一丁目、広吉松二丁目、広弁天橋町、広中新開一丁目、

広中新開三丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県都市部都市事業局都市企画室  
呉市都市政策部都市計画課、広支所

四 縦覧期間

平成十八年九月二十五日から平成十八年十月十日まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十一条第一項の規定によつて、次の土地改良事業の施行を平成十八年九月十五日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十八年九月二十五日

広島県福山地域事務所長 旗 手 清 文

事業主体 地区名 福山市土地改良区 福田地上 区画整理事業

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第77号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第一項の規定により告示する。

平成18年 9月25日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6S0304	告示の日(平成18年9月25日)から3年間	回胴式遊技機	TAPS 06	株式会社タイヨ一 代表取締役 木下 秀治 (東京都千代田区三崎町一丁目4番17号)	左 同
6S0763	同上	同上	アケアピーナスク	株式会社平和 代表取締役 石橋 保彦 (群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 同
6P0511	同上	ぱちんこ遊技機	アリンアツク	同上	左 同

正 誤

平成十八年九月七日付け広島県報（定期）第六十七号に登録の広島県公告（大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出）の一部を次のように訂正する。

商工労働部産業振興局地域産業振興室長

ページ	段	行	誤	正
七	上	後ろから一	東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）	竹原市建設産業部産業文化課（竹原市中央五丁目一番三五号）
七	下	後ろから二	東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）	竹原市建設産業部産業文化課（竹原市中央五丁目一番三五号）
八	下	一九	東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）	竹原市建設産業部産業文化課（竹原市中央五丁目一番三五号）



# 広島県報

定期第72号

付 録

発行者 広 島 県  
 発行所 広島県総務部  
 総務管理局文書法制室  
 購読料 月額 2,700円

## 平成十八年

## 四月分目録

定期 (第二十五号から  
第三十二号まで)  
 号外 (第六十一号から  
第八十六号まで)

日 号 外 ページ	規 則
一	元 広島県行政組織規則の一部を改正する規則
二	二 職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則
三	三 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
四	四 警察本部長等に対する事務委任規則及び教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則
五	五 広島県職員等表彰審査会規程等の一部を改正する規則
六	六 広島県へき地勤務医師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則
七	七 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
八	八 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
九	九 広島県農業技術大学校規則の一部を改正する規則
一〇	一〇 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則
一一	一一 建設工事執行規則の一部を改正する規則
一二	一二 広島県会計規則の一部を改正する規則
一三	一三 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則
一四	一四 広島県立保健福祉大学学則の一部を改正する規則
一五	一五 広島県看護師等修学資金貸付規則の一部を改正する規則
一六	一六 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター使用規則等の一部を改正する規則
一七	一七 広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則
一八	一八 県立病院使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則
一九	一九 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則
二〇	二〇 通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則
二一	二一 県立広島大学組織規則の一部を改正する規則
二二	二二 広島県農業協同組合法施行細則の全部を改正する規則
二三	二三 障害者自立支援法施行細則
二四	二四 障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
二五	二五 介護保険法施行細則の一部を改正する規則

二六	二六 広島県立せら県民公園管理運営規則	二〇
二七	二七 広島県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	三三
二八	二八 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三三
二九	二九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	八三
三〇	三〇 〇 訓 令	
三一	三一 広島県決裁規程の一部を改正する訓令	六一
三二	三二 官報報告規程等の一部を改正する訓令	六一
三三	三三 広島県文書等管理規程の一部を改正する訓令	六二
三四	三四 広島県公印規程の一部を改正する訓令	六二
三五	三五 職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令	六三
三六	三六 職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令	六三
三七	三七 広島県消防学校職員服制及び貸与規程の一部を改正する訓令	六四
三八	三八 特別の資格又は職名を有する職員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令	六四
三九	三九 広島県職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令	六五
四〇	四〇 附属機関の委員等の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令	六五
四一	四一 〇 合同訓令	
四二	四二 広島県職員き章に関する訓令の一部を改正する訓令	六三
四三	四三 広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令	六三
四四	四四 広島県広報広聴事務規程	六四
四五	四五 広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	六四
四六	四六 広島県行政組織規則の一部を改正する規則及び広島県公営企業組織規程の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱に関する訓令	六五
四七	四七 〇 告 示	
四八	四八 平成八年広島県告示第百二十九号(政府調達協定に係る苦情の処理手続)の一部を改正する告示	六二
四九	四九 平成十七年広島県告示第百二十二号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報)の一部を改正する告示	六二







五	広島県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令								
	○ 教育委員会告示								
二	広島県無形文化財の指定								
	広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱の一部を改正する告示								
三	○ 教育委員会教育長告示								
九	広島県教育委員会公舎管理規則施行細則の一部を改正する告示								
	○ 選挙管理委員会告示								
一五	広島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程								
一六	広島県選挙管理委員会公印規程の一部を改正する規程								
一六二	公職選挙法による選挙運動等に関する規程の一部を改正する規程								
一七	政治活動のために寄附を受け又は支出することができる個人								
一八	個人演説会等を開催することができる施設								
一九	不在者投票のできる施設の内容の変更								
二〇	個人演説会等を開催することができる施設の指定								
二一	政治資金規正法の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告								
三	○ 公安委員会規則								
四	広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則								
五	交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則								
六	警察職員の見分の配分に関する規則の一部を改正する規則								
七	地域安全推進指導員及び職域安全推進連絡員に関する規則の一部を改正する規則								
八	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則								
	○ 公安委員会告示								
一四	遊技機の型式の検定の告示								
一五	昭和四十二年広島県公安委員会告示第二十四号(警察において身体を拘束されている者の食料に関する経費)の一部を改正する告示								
一六	遊技機の型式の検定の告示								
一七	○ 警察本部告示								
一八	口頭による開示請求を行うことができる個人情報								

三	パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料及び収納事務の委託の告示								
四	原付講習に係る講習手数料徴収事務の委託の告示								
五	初心運転者講習に係る通知手数料徴収事務の委託の告示								
六	高齢者講習に係る講習手数料徴収事務の委託の告示								
七	違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料徴収事務の委託の告示								
八	チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習(簡易)に係る講習手数料徴収事務の委託の告示								
	○ 公安委員会公告								
一〇	旧警備業検定合格者審査の実施								
一一	駐車監視員資格者講習の実施								
一二	技能検定員・教習指導員審査(大型二種・普通二種)の実施								
一三	警備員検定の実施								
一四	教習指導員審査(普自二)の実施								
一五	教習指導員審査(大型・大特・牽引)の実施								
一六	○ 警察本部公告								
一七	平成十九年度放置車両確認事務業務委託に関する事前説明会の実施								
一八	落札者等の公示								
一九	○ 監査委員訓令								
二〇	広島県監査委員事務局外務規程の一部を改正する訓令								
二一	○ 監査委員公表								
二二	三月例月出納検査の結果								
二三	監査の結果								
二四	○ 監査委員告示								
二五	広島県監査委員事務局の職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する告示								
二六	○ 収用委員会公告								
二七	土地収用の裁決手続の開始の決定								
二八	土地収用法施行令の規定による公示送達								
二九	○ 正 誤								
三〇	平成十七年十二月二十日付け広島県報(号外)第百九十五号中広島県教育委員会規則第十六号の訂正								
三一	平成十七年十二月二十日付け広島県報(号外)第百九十五号中広島県教育委員会教育長告示第二十一号の訂正								
三二	平成十八年三月二十三日付け広島県報(定期)第二十二号中広島県告示第三百十四号の訂正								
三三	平成十八年三月三十日付け広島県報(定期)第二十四号中広島県公告の訂正								

人事異動

○ 人事異動

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号中広島県告示  
 第四百四十三号の訂正

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号中広島県告示  
 第四百四十四号の訂正

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号中広島県告示  
 第四百四十五号の訂正

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号中広島県告示  
 第四百四十六号の訂正

平成十八年四月三日付け広島県報(定期)第二十五号中広島県告示  
 第四百四十七号の訂正

平成十八年四月六日付け広島県報(定期)第二十六号中広島県告示  
 第四百五十六号の訂正

一	三	"	"	"	"	三
71						
一	九	"	"	"	"	四